



環政第 105 号
平成13年10月 5日

国土交通省東北地方整備局長
田崎 忠行 殿

宮城県知事 浅野 史郎

一般国道115号阿武隈東道路に係る環境影響評価方法書に対する意見について（送付）
平成13年7月10日付け国東整道一計第25号で提出のありましたこのことについて、別紙のとおり意見書を作成したので環境影響評価法第10条第1項の規定により送付します。

担 当 環境政策課環境影響評価班
電 話 （内）2664

(別紙)

環境影響評価方法書に対する意見書

1 対象事業の種類及び名称

種 類 一般国道の改築
名 称 一般国道115号阿武隈東道路

2 事業実施区域

自 福島県相馬市山上
至 福島県相馬市東玉野
(通過地 宮城県伊具郡丸森町)

3 事業者の氏名及び住所

氏 名 国土交通省東北地方整備局長 田崎 忠行
住 所 仙台市青葉区二日町9番15号

4 知事意見の内容

1) 全般的事項

(1) 環境影響評価準備書には、具体的なルート、事業のスケジュール、工事計画などを明らかにし、事業計画の具体的記述を行うこと。

また、これを踏まえ、調査、予測及び評価の合理性を検討し、事業特性及び地域特性を勘案し、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 調査、予測及び評価の対象地域については環境要素ごとに、合理的な地域を設定し、その理由を明らかにするとともに、必要に応じ調査を実施すること。

2) 個別的事項

(大気環境)

(1) 大気質の予測評価にあたっては、当該事業実施区域が山岳地形であることを考慮し、大気の拡散状況を把握するため、必要に応じ高台の気象の状況等を調査すること。

(2) 当該道路は、将来東北中央自動車道「福島～相馬」間の一部になることから、適正な計画交通量を明らかにすること。

(3) 建設機械の稼働による騒音の予測について、 L_{Aeq} から L_{A5} 等に変換する手法を含め、その手法を環境影響評価準備書により具体的に記述すること。

(4) 当該事業実施区域において、宮城県内に民家が存在することから騒音及び振動の影響について、必要に応じ環境影響評価を行うこと。

(水環境)

(1) 当該道路は、玉野川、宇多川を通過し、また、対象事業実施区域には、畑川破碎帯東側の深層風化した花崗岩類の区間が存在する。さらに、降水量も多い地域であり、工事の実施及び完成後のトンネル内からの湧水による水質の悪化が懸念されることから、工事の実施による水の濁り及

び工作物の存在による水の汚れについて環境影響評価項目として選定すること。

- (2) トンネル工事の実施時において岩盤凝固剤を使用する場合及び道路の供用時において融雪剤等を使用する場合には、河川や地下水の水質等への影響について調査、予測及び評価すること。

(土壌環境・その他の環境)

- (1) トンネル工事や切土工により発生する土砂に含まれる有害物質による土壌汚染が懸念されることから、工事の実施による土壌汚染の影響について、環境影響評価項目として選定すること。
- (2) 当該事業実施区域において、宮城県内に民家が存在することから日照障害の影響について、必要に応じ環境影響評価を行うこと。
- (3) 当該道路は、畑川破碎帯を横断し、松ヶ房ダムサイト南側付近には、地滑り地形が確認されていることから、地形及び地質に関して、すべり面や破碎帯の位置、破碎・変質の様相、地下水の賦存状況等について、調査、予測及び評価を行うこと。

(動物・植物・生態系)

- (1) 動物・植物及び生態系の調査、予測及び評価を行うにあたり、範囲、手法、調査地点・ルート、重要種・注目種について、選定理由等を環境影響評価準備書において具体的に記述すること。
- (2) 当該事業実施区域及びその周囲の地域特性を把握するにあたり、宮城県レッドデータブック等さらに多くの最新の文献等を参照して、調査、予測及び評価を行い、環境影響評価準備書においてその結果を具体的に記述すること。
- (3) 既存の調査結果を活用することについては、その妥当性を検討し、必要に応じ調査を行い、重要種や注目種を選定すること。また、新たな重要種や注目種が確認された場合、生態系の概況を適切に把握するため、必要に応じ動物、植物、生態系の調査範囲を拡大し、調査、予測及び評価を行うこと。
- (4) 当該事業実施区域及びその周辺区域は、猛禽類、大型哺乳類の生息が確認される等、豊かな自然環境を有する山岳帯であり、道路の供用により動植物の生息・生育環境を分断することが懸念されることから、自動車の走行による動物・生態系への影響について、環境影響評価項目として選定すること。
また、工事实施の建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の通行による動物・生態系への影響及び、切土工等または既存工作物の除去による動物・植物・生態系への影響について、環境影響評価項目として選定すること。
- (5) 動植物の予測評価にあたっては、全般的な動物相・植物相や生息・生育環境の変化を把握した上で、できる限り定量的に予測・評価を行うこと。
- (6) 川の底生動物の調査にあたっては、流速や底質の違いによって生物種が変化することから、瀬や淵のような環境の違いに配慮すること。
- (7) 生態系の類型化にあたっては、それぞれの類型区分ごとに構造や食物連鎖を明らかにし、それ

に基づいて上位性，典型性，特殊性の観点から注目種・群集を選定すること。

なお，生態系の予測，評価にあたっては，当該事業実施区域及びその周辺の地域には，急峻な斜面や断層があり溪流が発達していることから，これらの地域特性をふまえ，生態系の有する環境保全機能についても検討すること。

(景観)

景観の予測評価にあたっては，道路の可視領域や稜線等の改変を把握の上，必要に応じ調査地点を追加すること。特に，当該道路は自然豊かな景観を有する地域を通過することから，これをふまえ橋梁及び法面等を検討し，環境影響評価準備書においてその結果を記述すること。

(廃棄物等)

工事の実施により発生する掘削土や切土について，その排出量や処理方法を検討すること。特に泥質土の発生が懸念されることから，その処理方法を検討し環境影響評価準備書に記述すること。